

旭川医科大学病院長選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院長選考規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院長選考規程（平成30年旭医大達第26号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(選考の時期)	(選考の時期)
第2条 病院長の選考は、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する場合に行う。	第2条 病院長の選考は、次の各号の <u>一に</u> 該当する場合に行う。
(1) 病院長の任期が満了するとき。	(1) 病院長の任期が満了するとき。
(2) 病院長が辞任を申し出たとき。	(2) 病院長が辞任を申し出たとき。
(3) 病院長が欠員となったとき。	(3) 病院長が欠員となったとき。
(4) 病院長が解任されたとき。	(4) 病院長が解任されたとき。
2 学長は、前項第1号に該当する場合は任期満了の日の <u>1か月前までに病院長の選考を行わなければならない。ただし、次期学長の選考に係る日程が公示された場合には、次期学長予定者が決定された後に病院長の選考を行うものとする。</u>	2 学長は、前項第1号に該当する場合は任期満了の日の <u>1月以前に、同項第2号から第4号までに該当する場合は速やかに病院長の選考を行う。</u>
<u>3 学長は、第1項第2号から第4号までに該当する場合、速やかに病院長の選考を開始するものとする。</u> （新設）	
(略)	(略)

(病院長予定者の決定)

第5条 学長は、選考委員会から推薦のあった候補者の中から病院長予定者を決定する。ただし、その際に次期学長予定者が決定している場合は、学長は当該予定者の意向を聴取し、これを参考としなければならない。

(略)

(任期)

第6条 病院長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、学長の任期の末日以前とし、事故等により学長が欠員となった場合の任期の末日は、後任の病院長が任命される日の前日とする。

2 任期満了以外の理由により選考された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

附 則

この規程は、令和7年9月3日から施行する。

【改正理由】

病院長選考に関する手続きの整備のため、所要の改正を行うものである。

(病院長予定者の決定)

第5条 学長は、選考委員会から推薦のあった候補者の中から病院長予定者を決定する。

(略)

(任期)

第6条 病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、大学の運営上、特に必要がある場合は、学長が2年以内の任期を定めることができる。

2 任期満了以外の理由により選考された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)